

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 28（情）第 10 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、平成 28 年 4 月 5 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、広島県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）の出退勤時刻の判明する全ての文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

本件請求に対し、実施機関は、本件請求文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 28 年 4 月 19 日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成 28 年 5 月 10 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 出退勤を計算しないで給与を計算するとは思えない。
- (2) 自由に出退勤出来れば、県民の信頼を得られない。県民に説明した事実も知らない。そのため、文書は存在する。

### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書に記載する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「地教行法」という。）第 4 条第 1 項の規定により、地方公共団体の

長が議会の同意を得て任命するものとされているところ、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 3 条第 3 項の規定により、「就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙，議決若しくは同意によることを必要とする職」は，特別職とするものとされており（同項第 1 号），教育長は，地公法第 4 条第 2 項の「特別職に属する地方公務員」に該当する。本県では，特別職である教育長について，特別に出退勤等の管理について定めた規定はなく，教育委員会事務局等に勤務する一般職の職員に準じた取扱いをしているところである。

そこで，一般職の職員についてみると，出退勤等の管理については，タイムカードの類による管理は行っておらず，出退勤時刻を記録したものは無い。一般職の職員の出勤の記録は，事務局等に勤務する職員の勤務時間及び休暇等に関する訓令（昭和 27 年教育委員会訓令第 1 号。以下「職員の勤務時間等に関する訓令」という。）第 10 条第 2 項の規定により，出勤簿・休暇申請システム上の出勤簿（以下「システム上の出勤簿」という。）により行うこととなっており，同項の規定に基づき，出勤簿の取扱いについては出勤簿取扱要領が定められている。同要領第 3 条第 1 項並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定により，出勤簿の記録及び管理を行わせるため，課並びに地方機関及び学校以外の教育機関に勤務時間管理員（以下「管理員」という。）を置き，管理員は，出勤簿に各職員の出張，年次有給休暇，特別休暇，病気休暇，介護休暇，職専免，療養，休職，停職，派遣，育児休業，育児短時間勤務，部分休業，自己啓発等休業及び欠勤の日数，時間数その他必要な事項等を記録することとされているが，出退勤時刻を記録することを定めた規定は存在しない。

したがって，一般職の職員に準じた取扱いをしている教育長にも，出退勤時刻を記録したものは無い。

## 第 5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は，県教育長の出退勤時刻が記載された文書の開示を求めるものであり，審査請求人は，出退勤を計算しないで給与を計算するとは思えないこと等から本件請求文書は存在するはずである旨主張することから，以下，その存否について検討する。

### 2 本件処分の妥当性について

#### (1) 実施機関の説明

実施機関は，特別職である県教育長の勤務時間の管理については，一般職の職員に準じて行われているところ，一般職の職員の出勤については出勤簿により行う旨の規定はあるものの，当該出勤簿に出退勤時刻を記録することを定めた規定は存在しないことから，県教育長の出退勤時刻を記録したものは無い旨説明する。

#### (2) 県教育長の出退勤等の管理について

ア 地公法第 24 条第 5 項は，一般職の職員の給与，勤務時間その他の勤務条

件は、条例で定める旨規定しているが、地公法第4条第2項は、「この法律の規定は、法律に特別の定がある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。」と規定しているから、特別職の職員である教育長には地公法第24条第5項の規定は適用されないし、また、地教行法にも教育長の出退勤等の管理について何らかの定めをしなければならない旨の規定は認められない。

このため、県教育長について、特別に出退勤等の管理について定めた規定はなく、教育委員会事務局等に勤務する一般職の職員に準じた取扱いをしているとの実施機関の説明は、不自然又は不合理とはいえない。

イ 当審査会において、職員の勤務時間等に関する訓令の規定を確認したところ、第10条第2項において職員の出勤の記録は、システム上の出勤簿により行うこととされており、別にタイムカード等を用いる旨の規定は認められなかった。また、同項の規定により、システム上の出勤簿の取扱いについては、別に定めることとされ、実施機関が説明するとおり、出勤簿取扱要領に委任されていることが認められたため、出勤簿取扱要領についても確認したところ、第5条に出勤簿への記録項目が記載されており、その内容は、上記第4において実施機関が説明するとおりであることが認められた。

### (3) 県教育長の出勤簿について

当審査会において、念のため、実施機関から県教育長のシステム上の出勤簿の提示を受けて確認したところ、出退勤時刻は記録されていないことが認められた。また、この出勤簿は、一般職の職員に適用される職員の勤務時間等に関する訓令及び出勤簿取扱要領に定める様式と同様のものであった。

(4) よって、実施機関においては、職員の出退勤等の管理はタイムカードの類による管理は行っておらず、出退勤時刻を記録したものはないと説明には不自然又は不合理的な点は認められない。

(5) 以上のことから、実施機関が本件請求文書は存在しないとして、不存在を理由とする本件処分を行ったことは、妥当である。

## 3 審査請求人のその他の主張

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

## 4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 12. 7	・ 諮問を受けた。
29. 2. 13 (平成 28 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 3. 29 (平成 28 年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 4. 24 (平成 29 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第 2 部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 ( 部 会 長 )	広島修道大学教授